

横芝光町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）原案に関する
パブリックコメント実施結果

1 意見募集期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月25日（水）まで

2 公表場所

- ①横芝光町環境防災課窓口
- ②横芝光町総合案内窓口
- ③横芝光町公式ホームページ

3 ご意見の件数等

- ①意見提出者数 1名
- ②提出意見件数 6件

4 ご意見と町の考え方

番号	ご意見	町の考え方
1	1-1 気候変動の影響（4頁） 図1-2において2030年度の日本における温室効果ガス排出量が掲載されているが、日本の排出量だけでなく世界各国（特に上位）の排出量を掲載すべきではないか。2030年の環境省データでは、むしろ日本の排出量は先進国の中では低位であり、中国と米国で4割（正確には44.8%）も排出している現状がある。世界各国の排出量も比較することで、より正確な地球温暖化への理解につながるのではないだろうか。	本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、本町の地域特性に応じた温室効果ガス排出抑制の施策を定めるものです。計画書内の現状把握は、主に日本政府の削減目標や国内の現状を共有し、町民・事業者の皆様とともに地域で取り組むべきアクションを明確にすることを目的としています。 そのため、世界全体の動向については、国が示す最新の統計に基づき、本計画の目的に合致する範囲で掲載しています。今回のご指摘については、貴重なご意見として、今後の普及啓発資料等を作成する際の参考とさせていただきます。
2	地球温暖化の現状とこれからについて（5頁） 世界平均気温の説明で、グテーレス事務総長の発言のみを引用し	本計画における将来予測や影響の認識は、国際的な科学的知見であるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書や、それに基づ

	<p>ているが、例えば、キャノングローバル戦略研究所主幹の杉山氏は「地球温暖化はごくわずかに気温を上げているにすぎない」(2022)と述べている。環境派の意見のみを出すことはバイアスにつながりかねないのではないか。</p>	<p>く日本政府の見解に準拠していません。</p> <p>行政が策定する実行計画は、科学的コンセンサスが得られた標準的な予測に基づき、リスクに対して「適応」および「緩和」の策定を行う必要があるため、現状の記載としております。</p>
3	<p>1 - 2 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向 (9頁) 「国際的な動向」において、令和7年1月の米国のパリ協定正式離脱は掲載しなくてよいか。</p>	<p>国際社会における特定の国の動向は、時期によって変動する可能性があります。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき、日本が締結するパリ協定を踏まえた国の温暖化対策の方向性を反映し、本町が取り組むべき施策を整理したものです。</p> <p>本計画は、温対法に基づき、日本が締結する「パリ協定」を踏まえた及びそれに基づく国内法(地球温暖化対策推進法)を前提として、本町が取り組むべき施策を整理したものです。</p> <p>各国の政治情勢の変化が直ちに本町の計画の趣旨や法的義務に影響を及ぼすものではないことから、現時点での記載は見送っております。</p>
4	<p>3 - 4 再生可能エネルギー導入ポテンシャル (29頁) 「太陽光発電の導入ポテンシャルが最も高い」とあるが、なぜ導入ポテンシャルが最も高いかの理由が不明確であると感じた。ただ、太陽光パネルを敷設できる面積があるという点を導入ポテンシャルと見ているのか。</p> <p>太陽光発電の課題について言及がなかったが、太陽光パネル設置(敷設)に伴う森林破壊や景観悪化、地盤調査や土質調査の必要性、天候変化に伴う発電量の不安定性、災害時(特に台風災害)の故障</p>	<p>本計画における「導入ポテンシャル」とは、環境省の算出手法に基づき、建物の屋根面積や未利用地などの物理的な設置可能面積から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地利用等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。本町における太陽光発電導入ポテンシャルは、他の再生可能エネルギーと比較して大きいことから、「導入ポテンシャルが最も高い」としています。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、ご指摘の通り環</p>

	<p>や倒壊リスクなど、太陽光発電も課題があるが、これらの言及はなくてよいか。</p>	<p>境保全や安全性の確保が極めて重要です。本計画の策定に至るまでの策定委員会等の協議においても、非常に重要な事項として、森林破壊や景観悪化、災害リスク等の課題について議論を重ねてまいりました。</p> <p>本計画において推進する再生可能エネルギーの導入は、これら地域の事前環境や居住環境との調和及び安全性の確保が図られる「適正な設置」であることを大前提としております。</p> <p>56頁には、再生可能エネルギー種別の導入イメージを記載しております。いずれも、本町にとって無理のない範囲で、くらしの快適性向上や未利活用の空間等の活用を目指すことで実現可能な範囲の導入を想定しています。</p> <p>今後、具体的な施策を展開する際には、関係法令等の遵守はもとより、地域の皆様の安心・安全や環境保全に十分に配慮しながら、国の動向も注視しつつ、適切に取り組んでまいります。</p>
5	<p>6-2 施策の推進 基本方針1 施策3 「地域における省エネルギー対策 (63頁)</p> <p>「次世代自動車の導入促進」で、“令和12年度までに全て電動車を目指す”とあるが、この「本町の事務事業において使用する公用車」というのは、横芝光町が保有する全ての公用車(庁用者)のことか。災害時の給電は可能か。</p> <p>災害時の給電リスクを踏まえて、無理に電動車にするのではなく、ガソリン車と電気自動車のハイブリッド(併用)運用でよいのではないかと考える。</p>	<p>本計画における「電動車」とは、政府の方針と同様に、電気自動車(BEV)、燃料電池自動車(FCEV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HEV)を含むものを指しています。</p> <p>災害時において、停電等により電気自動車への給電が困難になるリスクは重要な課題であると認識しております。そのため、実際の公用車更新にあたっては、全ての車両を特定の車種に限定するのではなく、災害対応等の用途に応じ、ガソリンによる走行が可能なハイブリッド車等も含めた適切な車種選</p>

		<p>択を行うことで、機動力の確保と災害時給電機能の両立を図ってまいります。</p>
6	<p>6-2 施策の推進 基本方針2 施策1 「公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入」(65頁)</p> <p>「再生可能エネルギー由来電力の導入」で、“令和12年度までに町が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨とする”とあるが、電力調達コスト抑制強いては町民経済負担軽減の観点から、この部分の削除もしくは調達割合の変更(見直し)を検討していただきたい。</p> <p>再生可能エネルギーは主電力ではなく、あくまで補助電源以外の役割はないと思われ、調達コスト及び安定性の観点も極めて大切であると考えます。</p>	<p>公共施設における再エネ電力の導入は、町が率先して脱炭素化に取り組む率先垂範の姿勢を示すものであり、国が定める「政府実行計画」の目標水準に準じて設定しています。</p> <p>実際の調達に際しては、電力市場の動向を注視するとともに、省エネルギーの徹底による使用量の削減や、共同調達などの手法を検討し、コスト抑制と安定供給の確保に努めながら目標達成を目指してまいります。</p>